

平成 27 年 5 月 28 日

【照会先】

兵庫労働局職業安定部職業安定課

課 長 足立 靖行

課長補佐 田中 綿二

電話 078-367-0802

報道関係者 各位

大学等新卒者への就職支援の状況について

～「未内定就活生への集中支援 2015」により 1,599 人の就職が決定～

就職未内定の新規学校卒業予定者が 1 人でも多く卒業までに就職が決定できるよう、兵庫労働局（局長 中山明広）では、神戸・三宮新卒応援ハローワーク及び管内のハローワークを中心に、本年 1 月 20 日から 3 月末まで「未内定就活生への集中支援 2015」に取り組みました。

この取り組みにおいて、別紙 1 及び別紙 2 のとおり、高校・大学等とジョブサポーターとの連携による個別支援の徹底等により、3 月末までに未内定者 1,599 人の就職が決定しました。また、本年 4 月 1 日現在の新規大学卒業者の就職率は、93.9%（前年 91.3%）と前年を上回り、着実に改善してきています。

兵庫労働局においては、卒業後に就職活動を続ける未就職卒業者に対しても、引き続き 6 月末までジョブサポーターによる集中的な個別支援（「未就職卒業生への集中支援 2015」）を実施し、1 日でも早い就職の実現に向け、全力を尽くしています。

兵庫労働局における未内定就活生への集中支援の主な取り組み

- ① 未内定の学生・生徒に「就職をあきらめさせない」をキャッチフレーズにジョブサポーターによる個別支援の徹底。
- ② 中堅・中小企業中心の就職面接会・企業説明会を集中的に実施。
- ③ 大学等のニーズに対応した学内における職業相談を含めた出張相談の実施。
- ④ 「卒業までに就職」を目標に、新卒応援ハローワーク・ハローワークへの未内定者の誘導、ジョブサポーターによる電話等での来所の呼びかけを実施。
- ⑤ 学生、生徒の保護者に、就職をあきらめないこと、中小・中堅企業にも目を向けることやハローワークを積極的に利用するよう呼びかける啓発文を送付。



未内定就活生への集中支援2015の取組状況

(別紙1)

新卒者の就職環境は順調に回復している状況にありますが、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、就職未内定の学生・生徒が1人でも多く卒業までに就職できるよう、平成27年1月20日から3月末までを集中支援期間とし、「未内定就活生への集中支援2015」を実施しました。

【実績】就職者数：全国で約3.3万人（前年度約3.7万人）

※就職希望者数のうち未就職卒業生数（推計値）：約3.1万人（前年度約4.2万人）

兵庫労働局の主な取組

未内定の学生・生徒に「就職をあきらめさせない」ジョブサポーターによる個別支援の徹底

【実績（1月～3月末・速報値）】

ジョブサポーター支援による就職件数 就職者数 1,599人（前年度同期 1,834人）

ジョブサポーターによる相談件数 のべ 10,862件（前年度同期 12,506人）

中堅・中小企業中心の就職面接会等の開催

未内定の学生・生徒のために、中堅・中小企業を中心とした就職面接会・企業説明会を開催。

【実績（1月20日～3月末・速報値）】 9回実施（うち、高校生の参加可能なもの7回）

（開催例）

「SELECTION 2015【大学生等対象就職面接会】」

開催日：平成27年2月10日、主催：兵庫労働局、ハローワーク

参加企業数：84社 求人数：509人 参加学生数：251人

ハローワークで新卒者の就職支援を進めています！ (別紙2)

兵庫労働局・ハローワークでは、将来の日本を担う新卒者が安定した仕事に就けるよう、新卒者・既卒者の就職支援を進めています。

「ジョブサポーター」によるきめ細かな支援

「ジョブサポーター」を全所に配置して、ハローワーク・新卒応援ハローワークが学校と連携したきめ細かな支援を行っています。

ジョブサポーターが支援した【就職者数】

平成25年度 6,557人 平成26年度 (平成27年3月末までの速報値) 6,176人

【主な活動】

- 新卒者・既卒者向けの求人開拓 (平成26年度 (平成27年3月末まで)は 8,804人分を開拓)
- 担当者制の個別支援
(定期的な求人情報の提供、応募先の選定や就職活動の進め方の相談、エントリーシートや履歴書などの作成相談、面接指導など)
- 学校担当者制による、出張相談・就職支援セミナーなど 学校のニーズに合わせた支援
- 職業適性検査や各種ガイダンス・セミナーなどの実施

○ 文部科学省・経済産業省との連携による「卒業前最後の集中支援」(平成22年度からの取組)

卒業が迫った年度末には、卒業までの就職を目標に、学校等の協力を得て新卒応援ハローワークやハローワークへの未内定者の誘導、ジョブサポーターによる電話等での来所の呼びかけ・来所者への個別支援、面接会の集中開催などを実施。

【平成26年3月卒業生】は 1,834人が就職(26年1~3月)、

さらに卒業後も3か月以内の就職を目指し集中的に支援、6月末までに 1,106人が就職(26年4~6月)

○ 保護者への働きかけも進めています！

ハローワーク等から学生・生徒の保護者に、就職をあきらめないこと、中小・中堅企業にも目を向けること、新卒応援ハローワーク・

ハローワークを積極的に活用することなどを呼びかける啓発文書を送付。 平成26年度 (平成27年3月末まで)の送付件数は5,421件

○ 「地域若者サポートステーション」との連携によるニート等の若者の就職支援に取り組んでいます！

就労準備ができたニートなどの若者を「地域若者サポートステーション」と連携し、ジョブサポーター等がケースワーク方式で支援。

ワンストップで新卒者を支援する「新卒応援ハローワーク」を設置しています！

就職活動中の学生・既卒者の皆様が利用しやすい専門のハローワークとして、神戸と三宮に「新卒応援ハローワーク」を設置しています。（平成27年4月1日現在 全国57カ所）

【主な支援メニュー】

- 全国ネットワークによる豊富な求人情報の提供・職業紹介・中小企業とのマッチング
- 就職活動に役立つ各種セミナー（平成26年度 302回開催）
- 担当者を決めての個別支援
（定期的な求人情報の提供、応募先の選定や就職活動の進め方の相談、エントリーシートや履歴書などの作成相談、面接指導など）
- 臨床心理士による心理的サポート

【利用者数 ^(延べ) 】	平成25年度	<u>17,498人</u>	平成26年度 ^(平成27年3月末までの速報値)	<u>16,071人</u>
【就職者数】	平成25年度	<u>2,498人</u>	平成26年度 ^(平成27年3月末までの速報値)	<u>2,516人</u>

「3年以内既卒者の新卒扱い」の普及に取り組んでいます！

雇用対策法に基づく「青少年雇用機会確保指針」(※)を改正(平成22年11月15日)し、事業主が取り組むべき措置として、学校等を卒業後少なくとも3年間は新卒として応募できるようにすることを盛り込み、労働局・ハローワークにおいて事業主への周知を進めています。

※ 雇用対策法第7条において事業主の努力義務として「青少年の雇用機会の確保」が定められており、事業主が具体的に取り組むべき事項を定めたものが「青少年雇用機会確保指針」です。

新卒者と中小・中堅企業とのマッチングに取り組んでいます！

新卒者が中小・中堅企業の人事担当者に直接、仕事の内容・魅力などを直接確認・応募できるように、企業説明会や就職面接会を開催しています。
平成26年度(27年3月末まで)は44回実施。

また、高校生を対象に、学校推薦開始前の職場見学会や企業経営者などによる仕事についての講演会(キャリア探索プログラム)、職場体験受け入れ先の開拓支援などを行っています。